

-指定居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 6 年 4 月 1日現在＞

1 勝雄ケアプランセンターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0944-75-3333

担 当 大藪 佳世

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 勝雄ケアプランセンターの概要

① 指定居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	勝雄ケアプランセンター
所在地	福岡県柳川市大和町塩塚1386番地1
介護保険指定番号	居宅介護支援 (4072000765)
サービスを提供する地域	柳川市、大川市、みやま市、大牟田市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

② 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(兼務)		管理指導	1名
介護支援専門員		1名(兼務)		居宅介護支援	1名
				相談窓口	1名

③ 営業日及び営業時間

(1) 営業日 年中無休(月8回不定期で休み)。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

上記営業時間外は、併設有料老人ホームで受付し、翌営業日に対応とする。

(3) 24時間体制で電話による受付を行っています。

(0944-75-3333)

3 利用料

① 利用料金

指定介護に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づき、介護保険から利用料金に相当する給付を受ける場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受けることができない場合は、利用料金として1カ月の支援計画料の金額をいったんお支払いください。

当事業所からは、指定居宅介護支援提供証明書及び領収書を交付いたします。後日、この領収書を福岡県介護保険広域連合の窓口に提示いただきますと、全額払い戻しを受けることができます。

利用料金

(1) 基本料金			
利用者		要介護 1・2	要介護 3～5
保険料の滞納等	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	10,860円	14,110円

上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合、1カ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

(2) 加算料金													
初回加算 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合） 3000円													
入院時情報連携加算Ⅰ 利用者が入院した病院又は診療所に対し、入院した日のうちに情報提供を行った場合。 2500円													
入院時情報連携加算Ⅱ 利用者が入院した病院又は診療所に対し、入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合。 2000円													
退院・退所加算 退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた場合、3回まで算定できる。ただし、1回は病院・施設のカンファレンスに出席し、退院後の療養上に必要な説明を受け、居宅サービス計画を作成し、サービス利用調整をおこなうことが必要													
	<table><tr><td></td><td>カンファレンス参加 無</td><td>カンファレンス参加 有</td></tr><tr><td>連携1回</td><td>4,500円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>連携2回</td><td>6,000円</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>連携3回</td><td>×</td><td>9,000円</td></tr></table>		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有	連携1回	4,500円	6,000円	連携2回	6,000円	7,500円	連携3回	×	9,000円
	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有											
連携1回	4,500円	6,000円											
連携2回	6,000円	7,500円											
連携3回	×	9,000円											
通院時情報連携加算 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 500円／月													
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 2000円													
ターミナルマネジメント加算 末期の悪性腫瘍の利用者に対し、24時間連絡がとれる体制を確保、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行える体制を整備。利用者又は家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問により、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握、把握した心身の状態を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合 4000円													

※ 上記の料金については介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は基本料金と一緒にいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

② 交通費

前記2の①のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

③ 解約料

基本的に契約を解約する場合は、一切料金がかかりません。

4 サービスの利用方法

① サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。介護支援専門員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

② サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する時

解約希望の7日前までに文書でお知らせいただければ解約できます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヵ月前までに文書でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者が小規模多機能型居宅介護支援事業者と利用契約を結んだ場合
- ・利用者がグループホーム又は特定施設入所者生活介護に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援1、要支援2と認定された場合
- ・利用者が死亡した時

③ サービス利用に関する留意事項

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：殴る蹴る/コップなどを投げつける/唾を吐く

- ・職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）

例：大声を発する/怒鳴る/職員に嫌がらせをする/理不尽なサービスを要求する

- ・職員に対するセクシャルハラスメント（性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく体を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

(2) サービス契約の解除

・支援事業者は、上に掲げるいずれかの禁止行為により、職員の心身に危害が生じる、又は生じる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった際は、サービス契約を解除することができます。

・利用者や家族等が支援事業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

5 勝雄ケアプランセンターの特徴等

① 運営の方針

支援事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたって、次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況や、その置かれている環境など、利用者の選択に基づき、多様な事業者から、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこととする。

＊尚、利用者やその家族はケアプランに位置付ける居室サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

- (4) 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

- (5) 医療機関との連携を図るために

(イ) 利用者が病院や診療所へ入院された際には、担当ケアマネジャーの氏名や連絡先についてその医療機関へお伝え頂くようお願いいたします。

(ロ) ケアマネジャーは、居宅サービス事業所等から利用者に関する情報を受けたときや必要がある時は、利用者の同意を得てケアマネジャーが必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身又は生活に必要な情報を主治医の医師又は歯科医師もしくは薬剤師に提供します。

(ハ) ケアマネジャーは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、ケアマネジャーはその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランの意見を求めた医師等に交付します。

② サービス利用のために

事 項	有無	備 考
調査(課題把握)	—	包括的自立支援プログラム
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
介護支援専門員の研修実施	○	資質向上のための研修を適宜実施します。
その他		

③ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

④ 居宅サービス等の利用に向けてケアマネジャーが利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡にサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められたケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

6 虐待防止に関する事項

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の視点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

7 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

8 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、または早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

9 サービス内容に関する苦情

(1) 勝雄利用者相談・苦情窓口

当居宅介護支援事業所に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 大藪 佳世 電話 0944-75-3333

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話 092-642-7859
福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	柳川市三橋町正行431 柳川市役所三橋庁舎内 電話 0944-75-6301
みやま市介護支援課介護保険係	みやま市瀬高町小川5 みやま市役所内 電話 0944-64-1555
大川市健康課 介護保険係	大川市酒見256-1 大川市役所内 電話 0944-87-2101
大牟田市保健福祉部長寿社会推進課	大牟田市有明町2丁目3番地 電話 0944-41-2676

7 勝雄の概要

名称・法人種別	有限会社 大和福社会
代表者役職・氏名	代表取締役 中村祐子
所在地・電話番号	福岡県柳川市大和町塩塚1386番地1 0944-75-3333
定款の目的に定めた事業	1 特定施設入居者生活介護 2 通所介護及び介護予防通所介護 3 居宅介護支援

8 その他

附則 この規定は、平成27年5月1日より、施行する。

この規定は、平成29年7月1日より、施行する。

この規定は、平成30年4月1日より、施行する。

この規定は、令和1年10月1日より、施行する。

この規定は、令和1年12月1日より、施行する。

この規程は、令和3年3月22日より、施行する。

この規程は、令和3年4月1日より、施行する。

この規程は、令和4年4月1日より、施行する。

この規程は、令和5年8月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福岡県柳川市大和町塩塚1386番地1
名称 勝雄ケアプランセンター 印
管理者 大藪 佳世

説明者 所属 勝雄ケアプランセンター
氏名 印

私は、本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 続柄 () 印